

平成18年2月27日

## 亀山市定員適正化計画

平成17年1月に「新亀山市」が誕生し、液晶産業の進出等により自治体の規模及び質が急激に変化している状況において、様々な行政課題に的確に対応していくためには、職員の資質の向上はもちろんのこと、柔軟かつ横断的な組織体制の整備が不可欠であることから、経営的視点に立った組織・機構改革を本年4月に実施することとなった。

また、今後の行政運営にあたっては、総合計画や新市まちづくり計画との整合を図りながら、民間活力の導入及び事務事業の再編と連動した適正な定員管理を行う必要がある。

このことから、亀山市行政改革大綱の主旨に沿って、本市における今後5カ年の定員適正化計画を策定した。なお、職員採用については正規職員採用による生涯賃金も考慮したうえで、正規職員、臨時職員を問わず公務に従事する職員の実践的な採用及び人員配置について創意工夫する。

**【計画期間】** 平成17年4月1日～平成22年4月1日までの5年間

**【数値目標】** 5%の職員（23人）

H17.4.1現在の消防職及び医療職を除く職員447人を起点とし、H22.4.1までの5年間で5%にあたる23人を削減する。

$447人(H17.4.1職員数) \times 5\% = 23人削減 (H22.4.1現在職員数424人)$

（参考：旧亀山市定員適正化計画においては、平成10年度から平成19年度までの10年間において20人の削減目標に対して、16年度までの7年間で22人の削減を実施済）

**【適正化の手法】**

事務事業の再編・整理・廃止・統合（組織・機構改革の実施）

民間委託等の推進（指定管理者制度の活用）

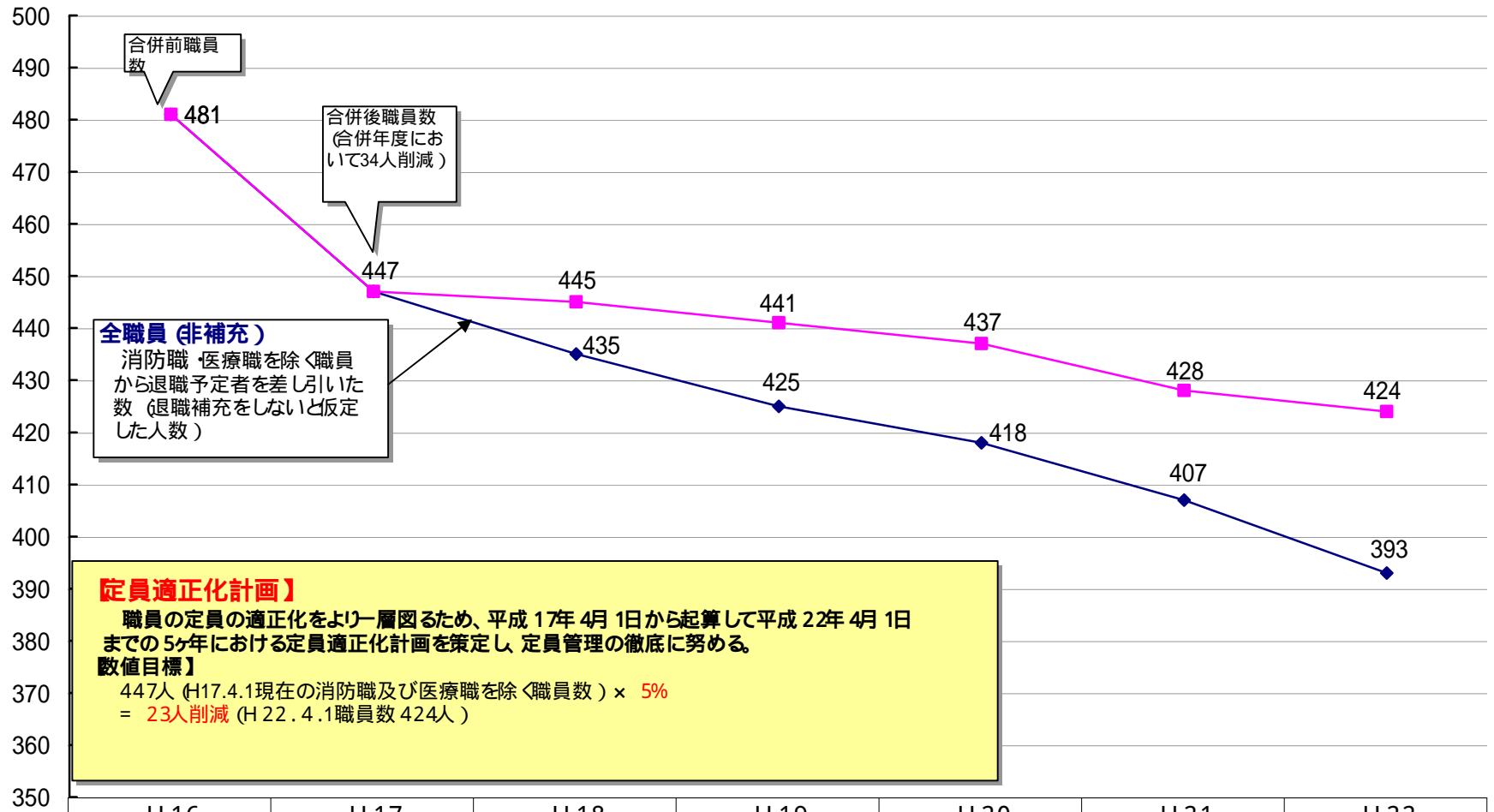
嘱託職員、臨時職員の活用

中長期的観点に立った職員の計画的採用

定員管理の適正化

職員の資質の向上

## 亀山市定員適正化計画（H18.2策定） 年度別職員数推計（消防職・医療職を除く）



	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
職員 (非補充)	481	447	435	425	418	407	393
定員適正化計画	481	447	445	441	437	428	424